2019年度

東京土建国保組合の事業案内

建設産業で働くみなさんと家族の健康を守り、これからも頼りにされる国保組合をめざします

2019年度の国保種類（保険料区分）と保険料

◉ 医療給付費分は医療費・給付金等に使用　◉ 後期高齢者支援金分は後期高齢者支援金として国へ納入　◉ 介護保険料は介護納付金として国へ納入

医療給付費分・後期高齢者支援金分保険料

国保種類（保険料区分）			保険料		後期高齢者支援分（再掲）
			都内居住者	都外居住者	
組合員	法人Ａ種	法人事業所の代表者	33,150円	36,150円	7,800円
	法人Ｂ種	法人事業所の代表者のうち所得200万円超250万円以下の方	31,350円	34,350円	7,300円
	法人Ｃ種	法人事業所の代表者のうち所得200万円以下の方	27,150円	30,150円	6,400円
	第１種	個人事業所の事業主	28,150円	31,150円	6,600円
	第２種	一人親方、法人事業所の代表者以外の役員及び第１種組合員のうち所得200万円以下の方	22,750円	25,750円	5,300円
	第３種	常時または日々事業所等に雇用されている方	18,450円	21,450円	4,300円
	第４種	第3種組合員に該当する方で30歳以上35歳未満の方	18,450円	21,450円	4,300円
	第５種	第3種組合員に該当する方で25歳以上30歳未満の方	13,650円	16,650円	3,200円
	第６種	第3種組合員に該当する方で20歳以上25歳未満の方	11,050円	12,250円	2,600円
	第７種	第3種組合員に該当する方で20歳未満の方	8,550円	9,750円	2,000円
家族	成人男性	23歳以上60歳未満の男性	11,700円		2,700円
	一　般	18歳以上の方で成人男性以外の方	4,200円		
	高校生相当	15歳以上18歳未満の方	3,800円		
	中学生相当	12歳以上15歳未満の方	3,800円		
	小学生相当	7歳以上12歳未満の方	3,000円		
	幼　児	3歳以上7歳未満の方	1,800円		
	乳　児	3歳未満の方	1,800円		

5人目以降の家族保険料は徴収しません。「成人男性」「一般」「高校生相当」「中学生相当」「小学生相当」「幼児」「乳児」の順で4人目まで徴収します。
介護保険以外の年齢区分は、2019年4月1日現在の満年齢で、1年間変わりません。

介護分保険料（組合員・家族共に保険料に加算）

介護保険第２号被保険者	
40歳から64歳	2,900円

国保入院共済掛金（250円）が別途納入となります。

NEW!! 産前産後保険料免除（2019年4月からの保険料が対象です）

組合員として加入1年経過後に出産した女性組合員を対象に、産前42日（多胎出産の場合は98日）産後56日以内の、産前産後休業開始月から終了（予定）日の翌日の属する月の前月の保険料を免除します。
出産予定日の6カ月前から申請できます。

NEW!! 育児休業保険料免除（2019年4月からの保険料が対象です）

1歳未満（特別な事情がある場合は1歳6カ月）の子を養育するために育児休業を取得し、国保種類が第3種から第7種の女性組合員を対象に、育児休業期間中の保険料を免除します。組合員として加入1年経過後の育児休業期間が対象となります。

＊ 産前産後・育児休業保険料免除とも、2019年4月1日から申請の受付を開始します。申請書および必要書類等は、所属の支部へお問い合わせください。

健診をはじめとする保健事業

今年度も、がん対策に取り組みます

東京土建健診

すべての組合員と19歳以上の家族の方は、充実した内容の東京土建健診が年度内に1回、自己負担なしで受けられます。支部集団健診または個別に健診契約機関で受診できます。また、かかりつけ医などの契約外の医療機関でも、特定健診の項目を受診している場合は、申請により5千円（胸部レントゲン検査を含む場合は7千円）を支給します。
東京土建健診と同時に行なうオプション検査のうち、取り扱いが可能な健診契約機関で、対象年齢の方が胃がん、乳がん、子宮がん、前立腺がんの検査を受ける場合、国保組合の補助額を差し引いた金額で受けることができます。

節目健診（人間ドック）

組合員・家族の方で2019年4月1日から2020年3月31日までに「節目年齢（40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳、70歳）」に該当する方は、国保補助額2万5千円（脳ドック併用の場合は5万円）を差し引いた金額の負担で、節目健診を受けることができます。

事業所健診の健診結果提出に提供料

法人または個人事業主が健診契約機関以外で事業所健診を行ない、事業主から国保組合に加入する従業員の健診結果などが提出された場合は、一人につき3千円の提供料を支払います。

職業病対策

健診時の胸部レントゲンの再読影や、入院レセプトから職業病の可能性についての調査、専門医による「じん肺検診」などを行ないます。

無料歯科健診

組合員・家族の方は（株）歯科健診センターと提携する全国の歯科医院で、無料の歯科健診を受けることができます。

健診の結果が出たら対応をしよう

個別健康サポート（特定保健指導）

東京土建健診の結果などから生活習慣病の発生のリスクが高いと思われる方には、医師、保健師、管理栄養士から、生活習慣を見直すためのサポートを受けることができます。面接などに要する費用は無料です。
健診を受診して、個別健康サポートを利用し、終了された方には、クオカード3,000円分を進呈しています。
また、腹囲・BMIでは個別健康サポートに該当しない方で、血糖の状態が一定基準以上の方に対して、"糖尿病予防サポートプラン"を実施しています。個別健康サポートと同様に、生活習慣の見直しなどにより、糖尿病の予防を行ないます。

糖尿病性腎症等重症化予防対策

糖尿病性腎症等で通院されている方のうち、重症化するリスクが高い方に対して、重症化を予防する保健指導を実施します。対象の方には、国保組合からお知らせ文書を送付します。

二次受診のおすすめ

東京土建健診の結果などから、くわしい検査が必要な方に通知をお送りします。どこが悪いのか分かりやすいイラスト入りでお知らせしますので、おすすめが届いたら、ぜひ病院でくわしい検査を受けましょう。

がんでお悩みの方へ 心の相談事業

「がんでお悩みの方に対話の場を」という目的で、順天堂大学医学部・樋野興夫教授による、無料相談事業「がん哲学外来」を月に1回開催しています。（12面をご覧ください）

レジャー施設や旅行でリフレッシュ

契約レジャー施設・契約日帰り温泉施設が優待料金で利用できます。割引券は「土建国保ガイド」にとじ込んであります。
東京ディズニーリゾート・コーポレートプログラム利用券は、年度内一人1枚を所属の支部で配付しています。
JTB、日本旅行、H.I.Sのツアー旅行が割引で利用できます。

けんチャレに取りくんで、賞品をもらおう

今年度も「けんチャレスタンプラリー」「けんチャレプログラム」の取りくみを行ないます。先着1,500人の方にクオカードを、さらに抽選で賞品が当たりますので、みなさん積極的に応募しましょう。くわしくは、「土建国保ガイド」またはホームページをご覧ください。

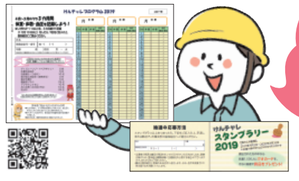

「けんチャレスタンプラリーカード」と「けんチャレプログラム記録票」は、土建国保ガイドに、とじ込んであるよ！

NEW!! パソコンやスマートフォンで健康ポイントを貯める・使う

組合員全員と19歳（2020年3月31日までに19歳になる方）以上の家族を対象に、2019年4月15日からパソコンやスマートフォンで、健康情報や健診結果の確認、健康づくりイベントへの参加ができる「QUPiO Plus（クピオ　プラス）」が利用できるようになります。
利用に合わせて貯まったポイントは、さまざまな景品と交換できます。

健康企業宣言® 参加で事業所の健康づくりを

健康企業宣言とは、企業全体で社員の健康づくりに取りくむことを宣言するものです。取りくみ期間は6カ月間で、国保組合の保健師または管理栄養士がサポートします。一定の成果をあげた場合は「健康優良企業」として認定されます。
認定後は、企業イメージの向上や求人などで「健康優良企業」としてアピールすることができ、金融機関の金利優遇等の特典も受けることができます。

いろいろな時に利用できる保険給付や補助金制度

入院したとき

一部負担払戻金

入院したときの一部負担金は、組合員も家族も17,500円を超えた分が払い戻されます。
※17,500円までの一部負担金は、どけん共済の対象となります。

疾病入院給付金

組合員が連続して5日以上入院したとき、入院1日目から1日3,400円～5,400円（最高180日）が支給されます。

通院のとき

一部負担払戻金

組合員が通院したとき、1カ月に1つの医療機関等で支払った一部負担金のうち、17,500円を超えた分が払い戻されます。
※院外処方の場合は、病院と薬局それぞれで17,500円を超えた分が払い戻されます。

高額な医療費がかかるとき

限度額適用認定証

国保組合に申請して交付された「限度額適用認定証」を医療機関に提示すると、窓口負担が高額療養費の自己負担限度額までになります。入院でも通院でも使用できます。

出産したとき

出産育児一時金

組合員・家族が出産したとき、42万円が支給されます。

出産手当金

組合員が出産したとき、産前42日（多胎出産の場合は98日）、産後56日以内で仕事を休んでいた期間に対して、1日3,400円～5,400円が支給されます。

出産支援金

出産手当金と同じ産前産後の休業期間の保険料相当額が補助されます。

育児支援金

出産支援金を支給した、保険料区分が第3種～第7種の組合員を対象に、子が1歳になるまでの間の、育児による休業期間の保険料相当額が補助されます。

「出産支援金」と「育児支援金」は2019年3月分までの保険料相当額を補助します。
2019年4月以降は、保険料を免除する制度に代わります。
⇒12面をご覧ください

旅行に行ったとき

宿泊旅行（国内）利用者補助金

組合員・家族が日本国内で宿泊旅行をすると、一人につき年度内1回3千円（65歳以上は5千円）が補助されます。

インフルエンザの注射を受けたとき

インフルエンザ予防接種補助金

組合員・家族がインフルエンザの予防接種を受けた場合、一人につき年度内1回・一律2千円が補助されます。

組合員・家族が入院するときは、所属の支部へご連絡ください。
入院中の負担軽減のために役立つ事業を紹介し、手続きのお手伝いもします。

国保組合の事業について、くわしくは保険証（受診券）と一緒にお配りした「土建国保ガイド」またはホームページをご覧ください。ご不明な点は下記までお問い合わせください。

東京土建国保　検索

保険証の手続きや保険料のことを聞きたいとき
所属の支部または国保組合・資格課
（03−5348−2988）

入院したときの給付制度、宿泊旅行などの補助金のことを聞きたいとき
所属の支部または国保組合・給付課
（03−5348−2985）

健診や保健事業のことを聞きたいとき
所属の支部または国保組合・健康増進課
（03−5348−2982）

お詫びと訂正

2019年度土建国保ガイド裏表紙の、多摩・稲城支部の住所に誤りがありました。ご迷惑をお掛けして申し訳ありませんでした。
以下のとおり訂正いたします。修正が間に合わなかった土建国保ガイドは、訂正シールを配付しますので、貼付をお願い致します。

（誤）多摩・稲城支部　190-0003　立川市栄町3-29-19
電話番号042-535-3332　FAX番号042-535-3335
⬇
（正）多摩・稲城支部　206-0024　多摩市諏訪1-7-26
電話番号042-373-3888　FAX番号042-337-0676